

◆見直しの背景と目的

- 平成4年に自主条例として長野県景観条例制定。景観法施行により平成18年に長野県景観条例を改正し「長野県景観育成計画」を策定。
- 「長野県景観育成計画」は策定から17年が経過。社会状況の変化等に対応し信州の守るべき景観の保全・育成を推進するため見直しを行う。

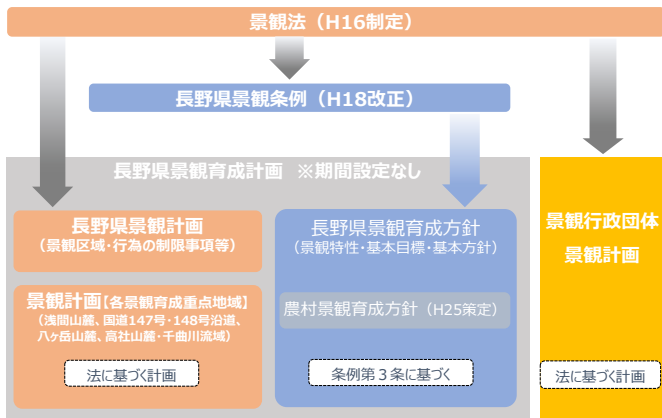
◆現状課題と見直しのイメージ

1 県民、市町村が共有する行政界に捉われない景観育成方針の明確化

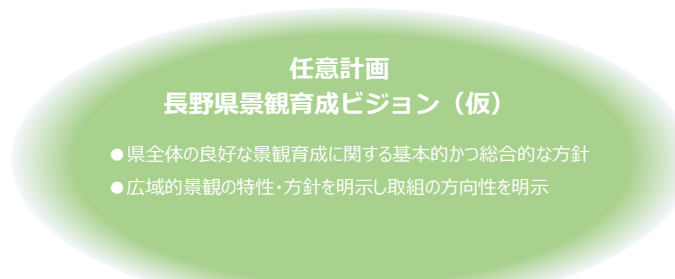
- ・市町村の景観行政団体の移行により、県の景観育成に対する役割の再検証が必要
- ・現計画は行政管理単位に捉われない広域的景観（景域）の景観特性・方針等が示されていない

(1) 県と景観行政団体である市町村が共有すべきビジョンの必要性

長野県の景観行政の状況

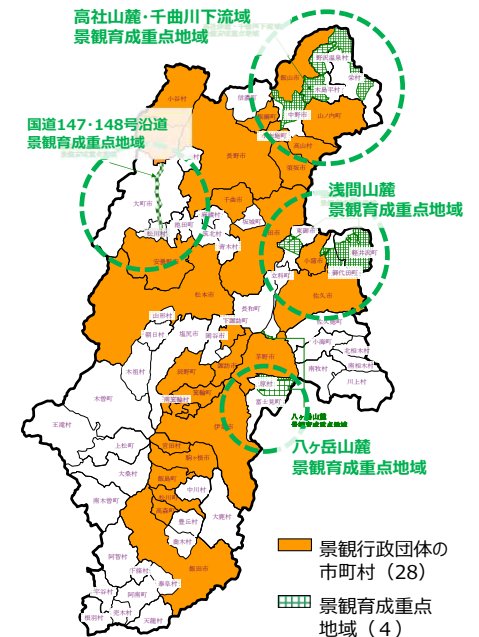


【長野県景観育成ビジョン イメージ案】



県と景観行政団体である市町村が連携し、広域的な景観育成ビジョンを策定し、景観育成ビジョンを尊重した景観育成の取組を推進

長野県内の景観行政団体移行状況等



広域的な景観育成の取組みイメージ



A市、B市の景観育成の状況
両市ともに景観行政団体。それぞれ「景観計画」を策定し景観誘導を図るが、行政間で連携した景観育成（取組）は行われていない。



長野県景観育成ビジョンの策定による取組変化
A市では建物の高さ、色の基準を景観基準に規定。B市は湖畔エリアの整備を行い、山並みの眺望環境を整備。

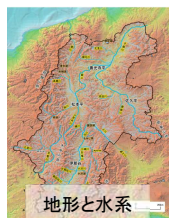
- ◇長野県景観育成ビジョンによる県の役割
県は景観育成ビジョンに基づき広域的な景観育成の方針を明示。広域的な景観育成に向けて、適宜市町村間の取組等を調整。
市町村は景観育成ビジョンを活用し、景観育成の取組を推進し景観の磨き上げにつなげる。
- ◇広域調整の対象となる景観資源の例
湖、河川、山岳景観、道路・鉄道など

1 県民、市町村が共有する行政界に捉われない景観育成方針の明確化

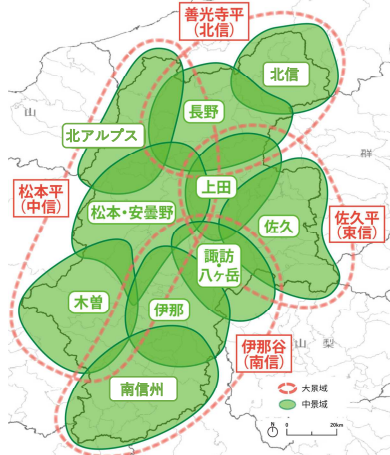
(2) 市町村界をまたぐ広域的な視点による景域の検討

◇自然的・土地的・歴史的・社会的要素から広域的な景観特性を分析し広域的な景観育成の基本となる景域を検討

分析指標



景域の区分イメージ



現行の景観育成計画の区分	景域区分の改正案	
	大景域	中景域
①佐久平	→ 佐久平(東信)	①佐久 ②上田
②善光寺平	→ 善光寺平(北信)	③長野 ④北信
③松本平・安曇野	→ 松本平(中信)	⑤松本・安曇野
④白馬・小谷		⑥北アルプス
⑤木曾谷	→ 伊那谷(南信)	⑦木曾
⑦諏訪		⑧諏訪・八ヶ岳
⑧八ヶ岳		⑨伊那
⑥伊那谷		⑩南信州

◇アンケート実施

県民が感じている景観に対する潜在的なニーズや課題などを定量的に把握するため、**携帯キャリア（予：NTTコミュニケーションズのプレミアパネル）**を活用したアンケートを実施予定。

- ・アンケート対象者数：1,000人
- ・回答者の**年齢や居住地に偏りが生じないようにアンケート対象者を抽出**
- ・景観育成に関する写真の添付や長野県の景観に関するURLにジャンプさせるなど、**県民への周知機会**としての効果も期待。

■アンケート設問例

好きな景観・未来に伝えたい信州の景観、
景観の変化や阻害要素、未来の景観育成に必要なこと など

■アンケート結果の活用策

景観の施策立案に反映さるほか、重点地域の指定対象地域の抽出に活用。



2 重点地域の指定見直しを含めた景観育成の推進

- ・指定対象検討地域の出現による重点地域の指定見直しにより景観育成の更なる推進
- ・長野五輪を契機に重点地域に指定された地域の継続した景観育成の推進

重点地域追加検討



- ◇追加指定が想定されるエリア
- ・諏訪湖エリア
諏訪湖畔の湖周部分を想定
 - ・木曾地域エリア
旧中山道を基本にエリア想定

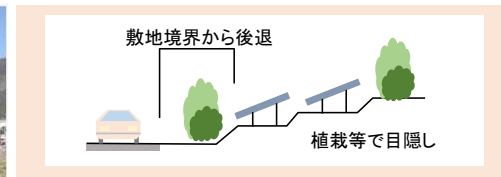
3 社会状況に応じた景観育成の取組の推進

- ・新たな景観阻害要因（太陽光など）への景観育成基準の追加検討による取組強化（太陽光発電施設の配慮事項を景観形成基準に位置づけ）
- ・住民主体による景観育成の取組評価や発展的な取組推進のため行動計画を策定

景観阻害要因への対応



景勝地周辺への太陽光発電施設の建設



例：配慮すべき事項を検討し基準化

◆見直しによる効果

- 住民や市町村が日常に存在する景観価値の気づきや発見に寄与、景観保全・取組の重要性を共有
- ビジョンに基づく具体的な広域景観育成を促進し質の高い都市空間を創出（観光や交流人口増に寄与）
- 景観阻害要因に対する基準見直しにより、法に基づく届出制度の運用を改善し実効性を向上

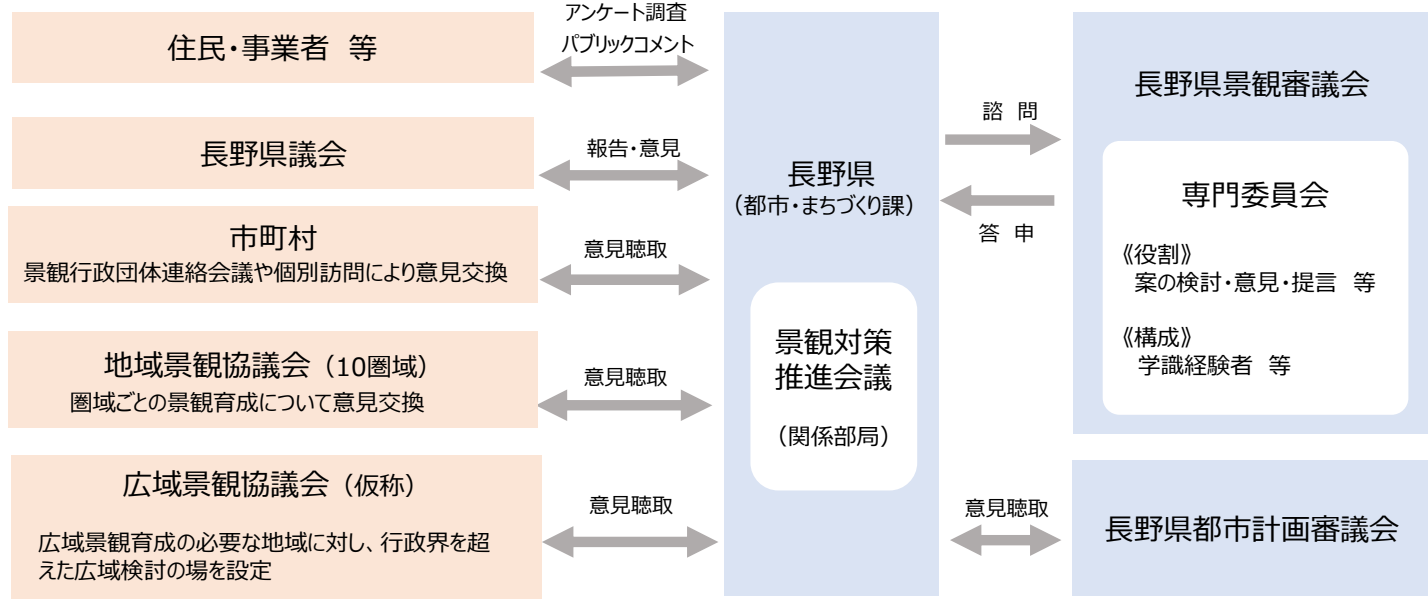


例：木曾川からの眺望景観確保のため岐阜県、犬山市、各務原市が共同で景観形成を検討

長野県景観育成計画の見直しについて（都市・まちづくり課検討案）

1 検討体制（案）

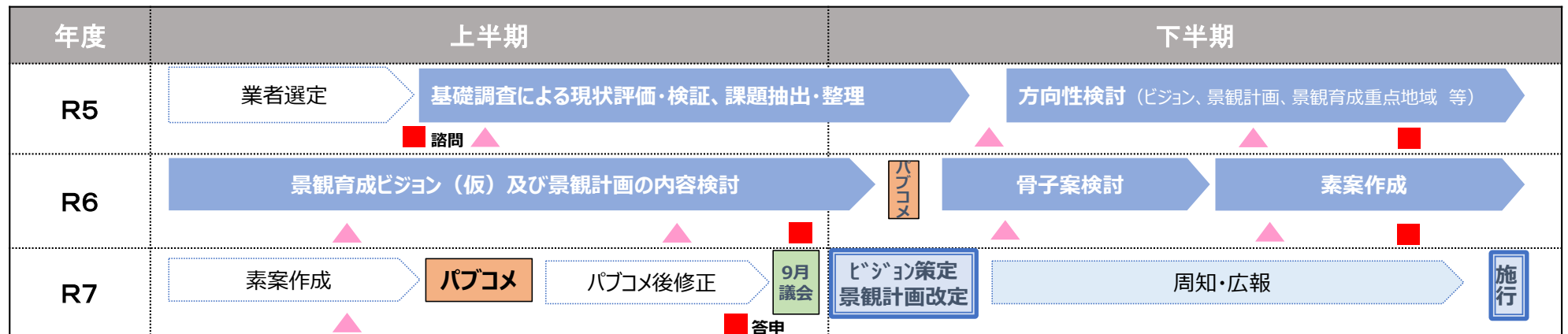
◇検討体制（関係機関との関わり）



◇専門委員会委員

所属	役職	氏名
横浜市立大学 国際教養学部 国際教養学科	教授	鈴木 伸治
国土館大学 理工学部 まちづくり学系	教授	二井 昭佳
國學院大學 観光まちづくり学部 観光まちづくり学科	准教授	石山 千代
東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科	准教授	阿部 伸太
株式会社 電弘	代表取締役	小坂 禎二

2 スケジュール（案）



凡例：  業務委託  景観審議会  専門委員会

➤ R7.11.1 基本方針（ビジョン）策定及び景観計画改定 ⇒ R8.4.1 改定景観計画の施行